

平成25年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	社会資本整備総合交付金事業 (総合整備計画・防災安全整備計画)			整理番号	— —
				担当課係	都市整備課
事業予算費目	款	8	土木費	記入者職・氏名	
	項	3	道路橋梁費	内線等	
	目	3	道路新設改良費	事業区分	臨時事業
	大事業	1・2	1.社会資本整備総合交付金事業(総合整備計画) 2.社会資本整備総合交付金事業(防災・安全整備計画)	事業期間	平成17年度～ 年度
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)				
根拠法令等	道路法・道路整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律				

■事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、地域間連携、交流の強化、利便性の向上に資する道路ネットワークを構築し、社会資本の点検、老朽化対策や、事前防災・減災対策等を一体的、総合的に実施するとともに、暮らしの安心を確保するための交通環境の形成を図り、安全・安心で地域経済・産業の活力が向上する地域づくりを実現するため道路新設改良や道路舗装整備及び橋梁補修、排水路整備事業を実施し、社会資本基盤の整備を図るものである。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)
	国(国土交通省)の交付金を受け、事業の計画策定・測量調査・用地取得・工事施工を行うものである。
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)
	市道の新設、改良、修繕又は維持に関する事業を実施し、交通安全の確保とその円滑化と住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

■総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け		重点目標	<input checked="" type="checkbox"/>	基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	6. 「街が輝く」			
			中項目	①快適に暮らせる生活基盤の整備			
			小項目	1. 生活道路網等の整備			
(理由) 本市における主要幹線の朝夕の慢性的渋滞を緩和するために、渋滞の際の間道となる市道の体系的な整備を推進する必要がある。							

■他の自治体の類似する政策との比較検討

他の自治体も当該事業の交付金を活用し道路等の整備を実施している。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) 〇を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	市道を利用する全市民を対象とする。
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	道路改良では歩行者、自転車、自動車の安全な通行や緊急車両が通行可能な幅員の確保を目的とし、修繕では舗装や道路付属構造物等の損傷を修繕することにより、危険個所の解消が図られ、利用者の安心・安全で快適な道路を構築し、生活環境の向上を図る。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	市民・市議会議員から生活道路としての補修等の要望は多い。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)
	今後、排水構造物、擁壁等の老朽化が進み、舗装の損傷箇所も増加する傾向と思われる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	25年度	26年度	27年度	28年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	83,848	83,848				
		地 方 債	68,600	68,600				
		その他(利用者負担等)	0	0				
		一 般 財 源	3	3				
	A 直接事業費(千円)	152,451	152,451	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.3 人	0.3 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	1,867	1,867				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②						
	B 人件費計(千円)①+②	1,867	1,867	0	0	0	0	
A + B	154,318	154,318	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある a <input type="radio"/> ない	理由	近隣市町村でも同事業を行っており、公共土木施設の管理者である市が事業を行うことは市としての責務であり、市民の快適で安全な通行を確保するためにも重要である。				
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない a <input type="radio"/> できる	理由	国の交付金を得られる事業は、別事業では考えられない。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ない a <input type="radio"/> ある	理由	国の交付金を受け、公共工事として発注していることから、これ以上更に成果を向上させることは困難な状況である。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③							
所属長による総合的なコメント								
本市の都市整備基盤については、本事業の国からの交付金を有効活用しながら遂行し、道路改良、修繕の要望に対処し市民の安全・安心で住みよいまちづくりに寄与することができることから引き続き事業を継続することは妥当であると判断する。								